

墨田区手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案					現 行				
別表					別表				
1・2 〔略〕					1・2 〔略〕				
3 建築・都市計画・土木関係					3 建築・都市計画・土木関係				
番号	事 務	名 称	額	徴収時期	番号	事 務	名 称	額	徴収時期
1 ～ 65 の2	〔略〕				1 ～ 65 の2	〔略〕			
	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請であって、当該申請に併せて区長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成した同項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下この項から69の項までにおいて「適合証」という。）が提出されたものに対する審査	適合証が提出された場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 (1) 〔略〕	認定申請のとき。		〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
								(1) 〔略〕 (2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）で、住戸ごとに係る申請 次に掲げる一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数に応じた額。ただし、(3)の申請と同時にを行う場合は、徴収しない。 ア 1戸のもの 4,700円 イ 2戸以上5戸以下のもの 9,400円 ウ 6戸以上10戸以下のもの 16,000円 エ 11戸以上25戸以下のもの 27,000円 オ 26戸以上50戸以下のもの 45,000円 カ 51戸以上100戸以下のもの 82,000円	

66		<p>(2) <u>共同住宅等</u>（<u>共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。</u>）に係る申請 次のアからウまでに掲げる部分に応じ、アに掲げる建築物の住戸の部分の総戸数に応じた額、イに掲げる部分の床面積の合計に応じた額及びウに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、<u>存在しない部分がある場合は、当該部分に係る額は加算しない。</u></p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ <u>共用部分</u>（住宅の用に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下この項から69の項までにおいて同じ。） (ア)～(キ) 〔略〕</p> <p>ウ <u>非住宅の部分</u>（住戸の部分及び<u>共用部分</u>以外の部分をいう。以下同じ。） (ア)～(キ) 〔略〕</p> <p>(3) <u>一戸建ての住宅及び共同住宅等以外の建築物に係る申請</u> 次に掲げる当該建築物の延べ面積に応じた額 ア～キ 〔略〕</p>	認定申請のとき。	66	〔同左〕	〔同左〕	<p>キ <u>101戸以上200戸以下のもの</u> <u>131,000円</u></p> <p>ク <u>201戸以上300戸以下のもの</u> <u>170,000円</u></p> <p>ケ <u>301戸以上のもの</u> <u>185,000円</u></p> <p>(3) <u>共同住宅等で、一の建築物に係る申請</u> 次のアからウまでに掲げる部分に応じ、アに掲げる建築物の住戸の部分の総戸数に応じた額、イに掲げる部分の床面積の合計に応じた額及びウに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、<u>イ若しくはウに掲げる部分が存在しない場合は又はイを除く場合は、当該部分に係る額は加算しない。</u></p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ <u>共用廊下等の部分</u>（住宅の用に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。） (ア)～(キ) 〔略〕</p> <p>ウ <u>非住宅の部分</u>（住戸の部分及び<u>共同廊下等の部分</u>以外の部分をいう。以下同じ。） (ア)～(キ) 〔略〕</p> <p>(4) 〔同左〕</p>	〔同左〕
都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請であつ	適合証が提出された場合における低炭素建築	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物に			〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕

て、当該申請に併せて適合性確認機関が作成した適合証が提出された場合以外のものに対する審査

物新築等計画認定申請手数料

つき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。

(1) 一戸建ての住宅に係る申請

ア 誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）をいう。以下同じ。）による場合

合 21,000円

イ 誘導仕様基準以外による場合

合 35,000円

(2) 共同住宅等に係る申請 次のアからウまでに掲げる部分に応

(1) 一戸建ての住宅に係る申請
35,000円

(2) 共同住宅等で、住戸ごとに係る申請 次の掲げる一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数に応じた額。ただし、(3)の申請と同時にを行う場合は徴収しない。

ア 1戸のもの 35,000円

イ 2戸以上5戸以下のもの
69,000円

ウ 6戸以上10戸以下のもの
97,000円

エ 11戸以上25戸以下のもの
137,000円

オ 26戸以上50戸以下のもの
197,000円

カ 51戸以上100戸以下のもの
283,000円

キ 101戸以上200戸以下のもの
385,000円

ク 201戸以上300戸以下のもの
508,000円

ケ 301戸以上のもの
600,000円

(3) 共同住宅等で、一の建築物に係る申請 次のアからウま

じ、アに掲げる建築物の住戸の部分の総戸数に応じた額、イに掲げる部分の床面積の合計に応じた額及びウに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、存在しない部分がある場合は、当該部分に係る額は加算しない。

ア 住戸の部分

(7) 誘導仕様基準による場合

a 1戸のもの 21,000円

b 2戸以上5戸以下のもの 39,000円

c 6戸以上10戸以下のもの 56,000円

d 11戸以上25戸以下のもの 80,000円

e 26戸以上50戸以下のもの 120,000円

f 51戸以上100戸以下のもの 182,000円

g 101戸以上200戸以下のもの 261,000円

h 201戸以上300戸以下のもの 340,000円

i 301戸以上のもの 390,000円

(4) 誘導仕様基準以外による場合

a 1戸のもの 35,000円

b 2戸以上5戸以下のもの 69,000円

c 6戸以上10戸以下のもの 97,000円

でに掲げる部分に応じ、アに掲げる建築物の住戸の部分の総戸数に応じた額、イに掲げる部分の床面積の合計に応じた額及びウに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、イ若しくはウに掲げる部分が存在しない場合又はイを除く場合は、当該部分に係る額は加算しない。

ア 住戸の部分

(7) 1戸のもの 35,000円

(4) 2戸以上5戸以下のもの 69,000円

(6) 6戸以上10戸以下のもの 97,000円

(5) 11戸以上25戸以下のもの 137,000円

(8) 26戸以上50戸以下のもの 197,000円

(7) 51戸以上100戸以下のもの 283,000円

(9) 101戸以上200戸以下のもの 385,000円

(7) 201戸以上300戸以下のもの 508,000円

(6) 301戸以上のもの 600,000円

		<p>d <u>11戸以上25戸以下のもの</u> <u>137,000円</u></p> <p>e <u>26戸以上50戸以下のもの</u> <u>197,000円</u></p> <p>f <u>51戸以上100戸以下のもの</u> <u>283,000円</u></p> <p>g <u>101戸以上200戸以下のもの</u> <u>385,000円</u></p> <p>h <u>201戸以上300戸以下のもの</u> <u>508,000円</u></p> <p>i <u>301戸以上のもの</u> <u>600,000円</u></p> <p>イ <u>共用部分</u> (7)～(キ) 〔略〕</p> <p>ウ 〔略〕</p> <p>(3) 一戸建ての住宅及び共同住宅等以外の建築物に係る申請 次に掲げる当該建築物の延べ面積に応じた額 ア～キ 〔略〕</p>				<p>イ <u>共用廊下等の部分</u> (7)～(キ) 〔略〕</p> <p>ウ 〔略〕</p> <p>(4) 〔同左〕</p>	
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請であって、当該申請に併せて適合性確認機関が作成した適合証が提出されたものに対する審査	適合証が提出された場合における低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 (1) 〔略〕	変更認定申請のとき。	〔同左〕	〔同左〕	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 (1) 〔略〕 (2) <u>共同住宅等で、住戸ごとに係る申請 次に掲げる一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数に応じた額。ただし、(3)の申請と同時にを行う場合は、徴収しない。</u> ア <u>1戸のもの</u> <u>3,300</u>	〔同左〕

68		<p>(2) 共同住宅等に係る申請 次のアからウまでに掲げる部分に応じ、アに掲げる建築物の住戸の部分の総戸数に応じた額、イに掲げる部分の床面積の合計に応じた額及びウに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、<u>存在しない部分がある場合は、当該部分に係る額は加算しない。</u></p> <p>ア [略] イ <u>共用部分</u> (ア)～(キ) [略] ウ [略]</p> <p>(3) 一戸建ての住宅及び共同住宅等以外の建築物に係る申請 次に掲げる当該建築物の延べ面積に応じた額 ア～キ [略]</p>	変更認定申請のと	68	〔同左〕	〔同左〕	<p>円</p> <p>イ <u>2戸以上5戸以下のもの</u> <u>6,600円</u></p> <p>ウ <u>6戸以上10戸以下のもの</u> <u>11,000円</u></p> <p>エ <u>11戸以上25戸以下のもの</u> <u>19,000円</u></p> <p>オ <u>26戸以上50戸以下のもの</u> <u>32,000円</u></p> <p>カ <u>51戸以上100戸以下のもの</u> <u>58,000円</u></p> <p>キ <u>101戸以上200戸以下のもの</u> <u>93,000円</u></p> <p>ク <u>201戸以上300戸以下のもの</u> <u>122,000円</u></p> <p>ケ <u>301戸以上のもの</u> <u>134,000円</u></p> <p>(3) 共同住宅等で、一の建築物に係る申請 次のアからウまでに掲げる部分に応じ、アに掲げる建築物の住戸の部分の総戸数に応じた額、イに掲げる部分の床面積の合計に応じた額及びウに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、<u>イ若しくはウに掲げる部分が存在しない場合又はイを除く場合は、当該部分に係る額は加算しない。</u></p> <p>ア [略] イ <u>共用廊下等の部分</u> (ア)～(キ) [略] ウ [略]</p> <p>(4) [同左]</p>	〔同左〕
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条	適合証が提出された場	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて都市の低炭	変更認定申請のと	〔同左〕	〔同左〕	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて都市の低炭	〔同左〕	

第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請であって、当該申請に併せて適合性確認機関が作成した適合証が提出された場合以外のものに対する審査

合以外の場合における低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

素化の促進に関する法律第55条

第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。

(1) 一戸建ての住宅に係る申請

ア 誘導仕様基準による場合
15,000円

イ 誘導仕様基準以外による場合
18,000円

(2) 共同住宅等に係る申請 次のアからウまでに掲げる部分に応じ、アに掲げる建築物の住戸の部分の総戸数に応じた額、イに

き。

素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。

(1) 一戸建ての住宅に係る申請
18,000円

(2) 共同住宅等で、住戸ごとに係る申請 次に掲げる一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数に応じた額。ただし、(3)の申請と同時にを行う場合は、徴収しない。

ア 1戸のもの 18,000円

イ 2戸以上5戸以下のもの
37,000円

ウ 6戸以上10戸以下のもの
52,000円

エ 11戸以上25戸以下のもの
74,000円

オ 26戸以上50戸以下のもの
108,000円

カ 51戸以上100戸以下のもの
159,000円

キ 101戸以上200戸以下のもの
221,000円

ク 201戸以上300戸以下のもの
291,000円

ケ 301戸以上のもの
342,000円

(3) 共同住宅等で、一の建築物に係る申請 次のアからウまでに掲げる部分に応じ、アに掲げる建築物の住戸の部分の

部分の

掲げる部分の床面積の合計に応じた額及びウに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、存在しない部分がある場合は、当該部分に係る額は加算しない。

ア 住戸の部分

(7) 誘導仕様基準による場合

a 1戸のもの 15,000円

b 2戸以上5戸以下のもの 27,000円

c 6戸以上10戸以下のもの 40,000円

d 11戸以上25戸以下のもの 56,000円

e 26戸以上50戸以下のもの 85,000円

f 51戸以上100戸以下のもの 128,000円

g 101戸以上200戸以下のもの 184,000円

h 201戸以上300戸以下のもの 241,000円

i 301戸以上のもの 278,000円

(4) 誘導仕様基準以外による場合

a 1戸のもの 18,000円

b 2戸以上5戸以下のもの 37,000円

c 6戸以上10戸以下のもの 52,000円

d 11戸以上25戸以下のもの 74,000円

e 26戸以上50戸以下

総戸数に応じた額、イに掲げる部分の床面積の合計に応じた額及びウに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、イ若しくはウに掲げる部分が存在しない場合又はイを除く場合は、当該部分に係る額は加算しない。

ア 住戸の部分

(7) 1戸のもの 18,000円

(4) 2戸以上5戸以下のもの 37,000円

(ウ) 6戸以上10戸以下のもの 52,000円

(エ) 11戸以上25戸以下のもの 74,000円

(オ) 26戸以上50戸以下のもの 108,000円

(カ) 51戸以上100戸以下のもの 159,000円

(キ) 101戸以上200戸以下のもの 221,000円

(ク) 201戸以上300戸以下のもの 291,000円

(ケ) 301戸以上のもの 342,000円

ア 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の住宅部分をいう。以下同じ。）

ア 300平方メートル未満のもの 9,700円

イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円

ロ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,000円

ハ 5,000平方メートル以上のもの 81,000円

イ 非住宅部分

ア 300平方メートル未満のもの 9,700円

イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未

ア 住戸ごとの申請の場合

ア 300平方メートル未満のもの 9,700円

イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円

ロ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,000円

ハ 5,000平方メートル以上のもの 81,000円

イ 一の建築物の申請の場合

次のアに掲げる部分の床面積の合計に応じた額及びイに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、ア又はイに掲げる部分が存在しない場合は、当該部分に係る額は加算しない。

ア 〔同左〕

a 〔同左〕

b 〔同左〕

c 〔同左〕

d 〔同左〕

イ 〔同左〕

a 〔同左〕

b 〔同左〕

			<p>満のもの 16,700円</p> <p>(㉞) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,100円</p> <p>(㉟) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,400円</p> <p>(㊱) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 128,000円</p> <p>(㊲) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円</p> <p>(㊳) 25,000平方メートル以上のもの 201,000円</p>				<p>c [同左]</p> <p>d [同左]</p> <p>e [同左]</p> <p>f [同左]</p> <p>g [同左]</p>	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請であって、当該申請に併せて適合証が提出された場合以外のものに対する審査	適合証が提出された場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅に係る申請 次に掲げる当該住宅の床面積の合計に応じた額</p> <p>ア 誘導仕様基準による場合</p> <p>(ア) 200平方メートル未満のもの 20,000円</p> <p>(イ) 200平方メートル以上のもの 22,000円</p> <p>イ 誘導仕様基準以外による場合</p> <p>(ア) 200平方メートル未満のもの 34,400円</p> <p>(イ) 200平方メートル以上</p>	認定申請のとき。	[同左]	[同左]	[同左]	<p>(1) 一戸建ての住宅に係る申請 次に掲げる当該住宅の床面積の合計に応じた額</p> <p>ア 200平方メートル未満のもの 34,400円</p> <p>イ 200平方メートル以上のもの 38,400円</p>	[同左]

のもの 38,400円
 (2) (1)以外の建築物に係る申請
 次のア及びイに掲げる部分の床
 面積の合計に応じた額を合計し
 た額。ただし、ア又はイに掲げ
 る部分が存在しない場合は、当
 該部分に係る額は加算しない。

ア 住宅部分

- (ア) 誘導仕様基準による場合
 a 300平方メートル未
 満のもの 38,000
 円
 b 300平方メートル以
 上2,000平方メー
 ル未満のもの 66,0
 00円
 c 2,000平方メー

(2) (1)以外の建築物に係る申請
 次のア又はイに掲げる場合及び
 当該住戸又は当該部分の床面積
 の合計に応じた額。ただし、同
 一の建築物についてア及びイに
 掲げる申請を同時に行う場合に
 おいては、ア(ア)から(エ)までに掲
 げる額は徴収しない。

ア 住戸ごとの申請の場合

- (ア) 300平方メートル未
 満のもの 69,100円
 (イ) 300平方メートル以上
 2,000平方メートル未
 満のもの 116,000
 円
 (ウ) 2,000平方メートル
 以上5,000平方メー
 ル未満のもの 196,0
 00円
 (エ) 5,000平方メートル
 以上のもの 281,00
 0円

イ 一の建築物の申請の場合

次の(ア)に掲げる部分の床面積
 の合計に応じた額及び(イ)又は
 (ウ)に掲げる部分の床面積の合
 計に応じた額を合計した額。
 ただし、(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げ
 る部分が存在しない場合は、
 当該部分に係る額は加算しな
 い。

(ア) 住宅部分

- a 300平方メートル未
 満のもの 69,100
 円
 b 300平方メートル以
 上2,000平方メー
 ル未満のもの 116,
 000円
 c 2,000平方メー

ル以上5,000平方メートル未満のもの 118,000円

d 5,000平方メートル以上のもの 179,000円

(4) 誘導仕様基準以外による場合

a 300平方メートル未満のもの 69,100円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 116,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 196,000円

d 5,000平方メートル以上のもの 281,000円

イ 非住宅部分

(7) モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この項において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。75の項において同じ。）による場合

a～g 〔略〕

(4) 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法を

ル以上5,000平方メートル未満のもの 196,000円

d 5,000平方メートル以上のもの 281,000円

(4) 非住宅部分（モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この項において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。75の項において同じ。）による場合）

a～g 〔略〕

(7) 非住宅部分（標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評

		<p>いう。75の項において同 じ。)による場合</p> <p>a～g 〔略〕</p>				<p>価する方法をいう。75の 項において同じ。)による 場合)</p> <p>a～g 〔略〕</p>	
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請であって、当該申請に併せて適合証が提出されたものに対する審査</p>	<p>適合証が提出された場合における建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) (1)以外の建築物に係る申請 次のア及びイに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、ア又はイに掲げる部分が存在しない場合は、当該部分に係る額は加算しない。</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>	<p>〔同左〕</p>	<p>〔同左〕</p>	<p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) (1)以外の建築物に係る申請 次のア又はイに掲げる場合及び当該住戸又は当該部分の床面積の合計に応じた額。ただし、同一の建築物についてア及びイに掲げる申請を同時に行う場合においては、ア(ア)から(エ)までに掲げる額は徴収しない。</p> <p>ア 住戸ごとの申請の場合</p> <p>(ア) 300平方メートル未満のもの 6,900円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,000円</p> <p>(ロ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 32,000円</p> <p>(ハ) 5,000平方メートル以上のもの 57,000円</p> <p>イ 一の建築物の申請の場合 次の(ア)に掲げる部分の床面積の合計に応じた額及び(イ)又は(ロ)に掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、(ア)又は(イ)に掲げる部</p>	<p>〔同左〕</p>

74			<p>ア 住宅部分</p> <p><u>ア</u> 300平方メートル未満のもの 6,900円</p> <p><u>イ</u> 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,000円</p> <p><u>ウ</u> 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 32,000円</p> <p><u>エ</u> 5,000平方メートル以上のもの 57,000円</p> <p>イ 非住宅部分</p> <p><u>ア</u> 300平方メートル未満のもの 6,900円</p> <p><u>イ</u> 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 11,800円</p> <p><u>ウ</u> 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円</p> <p><u>エ</u> 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円</p> <p><u>オ</u> 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 90,000円</p> <p><u>カ</u> 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 113,000円</p> <p><u>キ</u> 25,000平方メートル以上のもの 141,000円</p>		74			<p>分が存在しない場合は、当該部分に係る額は加算しない。</p> <p><u>ア</u> 〔同左〕</p> <p><u>a</u> 〔同左〕</p> <p><u>b</u> 〔同左〕</p> <p><u>c</u> 〔同左〕</p> <p><u>d</u> 〔同左〕</p> <p><u>イ</u> 〔同左〕</p> <p><u>a</u> 〔同左〕</p> <p><u>b</u> 〔同左〕</p> <p><u>c</u> 〔同左〕</p> <p><u>d</u> 〔同左〕</p> <p><u>e</u> 〔同左〕</p> <p><u>f</u> 〔同左〕</p> <p><u>g</u> 〔同左〕</p>	
建築物のエネルギー消	適合証が提	1件につき、次に掲げる額。ただ	変更認定	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	

費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に併せて適合証が提出された場合以外のものに対する審査

出された場合以外の場合における建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

し、当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。

申請のとき。

- (1) 一戸建ての住宅に係る申請
次に掲げる当該住宅の床面積の合計に応じた額
- ア 誘導仕様基準による場合
- ⑦ 200平方メートル未満のもの 14,000円
- ④ 200平方メートル以上のもの 15,000円
- イ 誘導仕様基準以外による場合
- ⑦ 200平方メートル未満のもの 24,200円
- ④ 200平方メートル以上のもの 27,000円
- (2) (1)以外の建築物に係る申請
次のア及びイに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、ア又はイに掲げる部分が存在しない場合は、当該部分に係る額は加算しない。

- (1) [同左]

ア 200平方メートル未満のもの 24,200円

イ 200平方メートル以上のもの 27,000円

- (2) (1)以外の建築物に係る申請
次のア又はイに掲げる場合及び当該住戸又は当該部分の床面積の合計に応じた額。ただし、同一の建築物についてア及びイに掲げる申請を同時に行う場合においては、ア⑦から⑤までに掲げる額は徴収しない。
- ア 住戸ごとの申請の場合
- ⑦ 300平方メートル未満のもの 48,500円
- ④ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 81,000円
- ⑦ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 138,000円
- ⑤ 5,000平方メートル以上のもの 197,000円

ア 住宅部分

(7) 誘導仕様基準による場合

a 300平方メートル未
満のもの 26,000
円

b 300平方メートル以
上2,000平方メー
トル未満のもの 46,0
00円

c 2,000平方メー
トル以上5,000平方メ
ートル未満のもの 83,
000円

d 5,000平方メー
トル以上のもの 125,
000円

(4) 誘導仕様基準以外による
場合

a 300平方メートル未
満のもの 48,500
円

b 300平方メートル以
上2,000平方メー
トル未満のもの 81,0
00円

c 2,000平方メー
トル以上5,000平方メ
ートル未満のもの 13
8,000円

d 5,000平方メー
トル以上のもの 197,
000円

0円
イ 一の建築物の申請の場合
次の(7)に掲げる部分の床面積
の合計に応じた額及び(4)又は
(4)に掲げる部分の床面積の合
計に応じた額を合計した額。
ただし、(7)、(4)又は(4)に掲げ
る部分が存在しない場合は、
当該部分に係る額は加算しな
い。

(7) 住宅部分

a 300平方メートル未
満のもの 48,500
円

b 300平方メートル以
上2,000平方メー
トル未満のもの 81,0
00円

c 2,000平方メー
トル以上5,000平方メ
ートル未満のもの 13
8,000円

d 5,000平方メー
トル以上のもの 197,
000円

			<p>イ 非住宅部分</p> <p>(ア) モデル建物法による場合 a～g 〔略〕</p> <p>(イ) 標準入力法等による場合 a～g 〔略〕</p>			<p>(イ) 非住宅部分（モデル建物法による場合） a～g 〔略〕</p> <p>(ウ) 非住宅部分（標準入力法等による場合） a～g 〔略〕</p>		
76	〔略〕			76	〔略〕			
77	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請であって、当該申請に併せて適合証が提出された場合以外のものに対する審査</p>	<p>適合証が提出された場合以外の場合における建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料</p>	<p>1件につき、次に掲げる額。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅に係る申請 次のア、イ又はウに掲げる場合及び当該住宅の床面積の合計に応じた額</p> <p>ア 性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。）による場合 (ア)・(イ) 〔略〕</p> <p>イ モデル住宅法（省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。）による場合 (ア)・(イ) 〔略〕</p> <p>ウ 仕様基準（省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。以下同じ。）又は誘導仕様基準による場合 (ア)・(イ) 〔略〕</p> <p>(2) (1)以外の建築物に係る申請 次のア及びイに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、ア又はイに掲げる部分が存在しない場合は、当該部分に係る額は加算しない。</p> <p>ア 住宅部分 (ア) 性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。以下同じ。）による場合</p>	77	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	<p>(1) 〔同左〕</p> <p>ア 性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。）による場合 (ア)・(イ) 〔略〕</p> <p>イ モデル住宅法（省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。）による場合 (ア)・(イ) 〔略〕</p> <p>ウ 仕様基準（省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。以下同じ。）による場合 (ア)・(イ) 〔略〕</p> <p>(2) 〔同左〕</p> <p>ア 〔同左〕 (ア) 性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)(i)若しくは(ii)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。以下同じ。）による場合</p>

		a～d [略] (イ) フロア入力法（省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下同じ。）による場合 a～d [略] (ウ) 仕様基準又は誘導仕様基準による場合 a～d [略] イ [略]	
78 ～ 86	[略]		

備考

1～10 [略]

1.1 向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。

1.2 向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。

		a～d [略] (イ) フロア入力法（省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下同じ。）による場合 a～d [略] (ウ) 仕様基準による場合 a～d [略] イ [略]	
78 ～ 86	[略]		

備考

1～10 [略]

1.1 向上計画認定申請手数料等について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。

1.2 向上計画認定申請手数料等又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。

1.3 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。